

令和6年度捕獲又は保護された犬の譲渡活動費補助金の概要

補助金額	1件 10,000円
補助対象者	法人格を有する動物愛護活動団体 ※市内に所在し、市税を滞納していないこと ※市内に飼養施設を設置している、営利を目的としない団体で、 第二種動物取扱業の届出をしていること
補助対象となる犬	市内で捕獲又は保護され、県周南環境保健所に抑留・収容されている犬 ※成犬のみ対象
補助対象活動	補助対象となる犬を、新たな飼い主に譲渡することを目的として 6月1日以降に県周南環境保健所から譲受け、一時飼養する活動
補助上限	上限なし（予算の範囲内）
対象期間	令和6年6月1日～令和7年3月31日
受付期間	令和6年7月1日～令和7年3月31日 ※保健所から譲り受けた日の翌月15日までに申請 (15日が土・日、祝日の場合は翌開庁日、3月は3月31日まで) ※予算の執行状況により、受付終了となる場合があります。

手続きの流れ

1 申請書兼請求書及び別紙に記入
(交付申請額：犬の頭数×10,000円)

2 法人の登記事項証明書
第二種動物取扱業の届出が確認できる書類
法人の定款 } 写しを提出してください

※ 変更がない場合は、同年度の2回目以降の提出は省略可

※ 定款で譲渡活動が明記されていなければ、別途犬の譲渡活動をしていることがわかるもの(譲渡会のチラシ等)を添付してください。

3 交付決定通知を郵送後、約1か月程度で指定の口座に振込

申請書に印鑑は不要です

書き間違えた場合は
新たに書き直してください

訂正
する場合

- ・訂正箇所に二重線を引く
- ・訂正内容を記入
- ・訂正署名(申請者フルネーム)を小さく記入

(例) 広島

— 山田 — 銀行
周南太郎

問い合わせ：周南市環境政策課（生活衛生担当）

〒745-8655 周南市岐山通 1-1 ☎0834-22-8322